

まちづくり交付金交付要綱

第1 通則

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法及び都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号。以下「規則」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。第9において「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1 まちづくり交付金

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が作成した法第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、法第47条第2項、規則第16条及びこの要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2 交付対象事業

まちづくり交付金を充てることができる事業であって、都市再生整備計画に掲げられた、別表に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

3 交付金事業者

まちづくり交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する市町村及び市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する特定非営利活動法人等（法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）をいう。

第3 交付対象

まちづくり交付金の交付対象は、市町村とする。

第4 交付期間

まちづくり交付金を交付する期間は、都市再生整備計画ごとに、まちづくり交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3～5年とする。

第5 交付限度額

- 1 規則第16条第2項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額及び次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times$$

この場合において、は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$1) = \frac{4}{5} \times (A + B)$$

$$2) = \frac{10}{9} \times A$$

A : 別表第4項から第26項までの事業（以下「基幹事業」という。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表第1項から第3項までの事業等（以下「提案事業」という。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、次のすべての要件を満たす地区については、上記2)式は3)式とする。

- ・基幹事業に代えて提案事業を実施することにより、都市再生整備計画の目標がより効率的に実現される見込みがあること。
- ・提案事業を実施することが、都市再生整備計画の目標に即して、地域振興（民間事業者等の民間まちづくり主体との協働や、基幹事業と提案事業との相乗効果による当該地域の産業振興及びそれらを通じた雇用の促進等）に貢献する見込みがあること。

$$3) = \frac{10}{8} \times A$$

なお、市町村が特定非営利活動法人等に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

2 都市再生整備計画に中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第6項の規定に基づく認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づく事業を記載している地区が、次のすべての要件を満たす場合においては、前項ただし書に該当する地区とみなす。

- ・都市再生整備計画の区域と認定基本計画の区域が重複する部分が、いずれかの計画区域のおおむね3分の2以上であり、かつ、商業、業務及び居住等の都市機能

が相当程度集積し、認定基本計画に位置付けられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含むこと。

- ・主たる提案事業が、認定基本計画に位置付けられていること。

第6 まちづくり交付金の単年度交付額

- 1 年度ごとのまちづくり交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : まちづくり交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付されたまちづくり交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2 交付額の調整

まちづくり交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、まちづくり交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 都市再生整備計画の提出等

- 1 交付対象事業を実施しようとする市町村は、都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 都市再生整備計画の区域
- (2) 都市再生整備計画の目標
- (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (4) 計画期間
- (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称
- (6) 都市再生整備計画の区域の面積
- (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
- (9) 交付期間
- (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
- (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項
- (12) その他必要な事項

- 2 国土交通大臣は、市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受

けた場合には、当該計画に対するまちづくり交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村に対し通知する。

3 前2項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

第8 都市再生整備計画の事後評価

- 1 市町村は、交付期間の終了時に、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第9 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第10 まちづくり交付金の経理等

- 1 交付金事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、都市再生整備計画の交付期間の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 交付金事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」(昭和34年3月12日付建設省会発第74号)に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

第11 監督等

- 1 国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、市町村長は当該市町村が補助する特定非営利活動法人等に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、市町村長は当該市町村が補助する特定非営利活動法人等に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第12 雑則

- 1 まちづくり総合支援事業制度要綱(平成12年3月24日付建設省都計発第35-4号。以下「旧制度要綱」という。)及びまちづくり総合支援事業補助金交付要綱(平成12年3月24日付建設省都計発第35-5号。以下「旧交付要綱」

という。)は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、現に旧制度要綱及び旧交付要綱に基づき行われている事業については、旧制度要綱及び旧交付要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。この場合において、補助率差額は措置しない。

- 2 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付国住市第350号）附則第2により廃止された住宅市街地整備総合支援事業制度要綱（平成10年4月8日付建設省住市発第13号）及び密集住宅市街地整備促進事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住市発第46号）並びに住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付国住市第352号）附則第3により廃止された住宅市街地整備総合支援事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付建設省住市発第15号）、住宅市街地整備総合支援事業関連公共施設整備補助金交付要綱（平成12年3月24日付建設省住市発第6号）及び密集住宅市街地整備促進事業等補助金交付要領（平成6年6月23日付建設省住市発第48号）、並びに住宅市街地基盤整備事業制度要綱（平成16年4月1日付国土政第3-4号）附則第2により廃止された住宅宅地関連公共施設等総合整備事業制度要綱（平成14年5月21日付国総宅第356号）及び住宅市街地基盤整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付国土政第3-5号、国住整第12号）附則第2により廃止された住宅宅地関連公共施設等総合整備事業補助金交付要綱（平成14年5月21日付国総宅第357号、国住整第1168号）に基づき、平成15年度以前に市町村により行われている事業のうち、平成16年度以降においてまちづくり交付金として予算配分される事業については、住宅市街地総合整備事業制度要綱附則第2及び住宅市街地基盤整備事業制度要綱附則第2第2項の規定をそれぞれ適用する。この場合において、補助率差額は措置しない。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

改正後の本要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の本要綱の施行の際、現に改正前の本要綱に基づき行われている事業については、改正前の本要綱は、改正後の本要綱の施行後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成18年9月8日から適用する。

別表（まちづくり交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件	間接交付の場合の事業に要する額
1. 事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区（以下「計画対象地区」という。）における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用（事務費を含む。）の額の範囲内
2. まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等に要する費用	同上
3. 地域創造支援事業	<p>都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。</p> <p>ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場（本表第 9 の 3 に該当するもの） ・ 地域交流センター（本表第 11 の 1 に該当するもの） ・ 高度情報センター（本表第 11 の 2 に該当するもの） ・ 複合交通センター（本表第 11 の 3 に該当するもの） ・ アーバンマネジメントセンター （本表第 11 の 4 に該当するもの） ・ 観光交流センター（本表第 11 の 5 に該当するもの） 	同上
4. 道路	<p>1 以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用</p> <p>市町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕</p> <p>道路法第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき政令市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、及び都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）第 9 条に定める新設又は改築</p> <p>都市再生特別措置法第 58 条に基づき市町村が整備で</p>	-

	<p>きる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第9条に定める新設又は改築</p> <p>2 市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用</p>	
5. 公園	<p>以下のいずれかに該当する公園の整備に要する費用</p> <p>1 都市公園事業の採択基準に適合する都市公園の整備</p> <p>2 主として計画対象地区内の住民の利用に供する公園の整備</p>	<p>市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用（事務費を含む。）の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額</p>
6. 河川	<p>以下に掲げる事業の採択基準に適合するものの整備に要する費用</p> <p>1 統合河川環境整備事業</p> <p>2 都市基盤河川改修事業</p> <p>3 総合流域防災事業（総合流域防災事業実施要領第四の1の（3）及び（4）に該当する事業に限る）</p>	-
7. 下水道	<p>以下の全てに該当するものの整備に要する費用</p> <p>1 下水道事業の採択基準のうち、次のいずれかに適合するもの</p> <p>(イ)公共下水道事業</p> <p>(ロ)特定環境保全公共下水道事業</p> <p>2 計画対象地区にあって、都市再生整備計画に位置付けられた他の事業と一体的、総合的に実施することが必要かつ効果的な区域（以下「対象区域」という。）において実施するもの</p> <p>3 対象区域で発生する下水を排除する管渠等（ポンプ場及び対象区域外の下水を合わせて排除する管渠等を除く。）を整備するもの</p>	-
8. 駐車場有効	<p>以下の全てに該当する駐車場有効利用システムの整備に要す</p>	市町村が特

<p>利用システム</p>	<p>る費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること 2 おおむね5ヘクタール以上の区域で整備するものであること 3 市町村の助成がない場合においては、その運営が困難なものであること 4 当該駐車場有効利用システムの整備が、その周辺における路上駐車による道路交通の障害の解消に寄与するものであること <p>ただし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする</p>	<p>定非営利活動法人等に対して負担する費用（事務費を含む。）の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額</p>
<p>9. 地域生活 基盤施設</p>	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑地 2 広場 3 駐車場（共同駐車場を含む^{注1}。） （ただし、1計画対象地区当たりおおむね500台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む）を限度とし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。） 4 自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 5 荷物共同集配施設（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。） 6 公開空地（屋内空間を含む） 7 情報板 8 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設） （ただし、次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること 計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること 計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上 	<p>同上</p>

	危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること)	
10. 高質空間形成施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニメント等） 2 電線類地下埋設施設（宅区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの（電力管理者が負担する費用を除く）） 3 地域冷暖房施設（設計に要する費用に限る） 4 歩行支援施設、障害者誘導施設等 	同上
11. 高次都市施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域交流センター （購入費を含む（延べ床面積がおおむね 1,000 m²以上であるものに限る。））。ただし、1箇所における整備に要する費用は 2,100,000 千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して地域交流センターを整備する場合には、3,000,000 千円）を限度とする。） 2 高度情報センター （購入費を含む（延べ床面積がおおむね 1,000 m²以上であるものに限る。））。ただし、1箇所における整備に要する費用は 2,100,000 千円を限度とする。） 3 複合交通センター （施設の共用部分（2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。） 4 アーバンマネジメントセンター （購入費を含む（延べ床面積がおおむね 1,000 m²以上であるものに限る。）） 5 観光交流センター （購入費を含む（延べ床面積がおおむね 1,000 m²以上であるものに限る。））。ただし、1箇所における整備に要する費用は 2,100,000 千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して観光交流センターを整備する場合には、3,000,000 千円）を限度とする。） 6 人工地盤等（人工地盤、立体遊歩道） 	同上
12. 既存建造物活用事業	<p>本表に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設における各施設（耐震性貯水槽、電線類地下埋設施設、</p>	同上

	<p>歩行支援施設及び障害者誘導施設等を除く。)を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用(購入、移設及び改築(大規模な修繕を含む。)に要する費用を含む。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。)</p>	
13. 都市再生交通拠点整備事業	<p>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「都市再生推進事業制度要綱」第4編 2 「都市再生推進事業費補助交付要綱」第4編 	<p>左に掲げる要綱に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額</p>
14. 土地区画整理事業	<p>以下に掲げる要綱等の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「公共団体等区画整理補助事業実施要領」 2 「組合等区画整理補助事業実施要領」 3 「都市再生推進事業制度要綱」第3編 4 「都市再生推進事業費補助交付要綱」第3編 	<p>同左</p>
15. 市街地再開発事業	<p>以下に掲げる採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「市街地再開発事業費補助(一般会計)採択基準」 2 「市街地再開発事業(組合施行、再開発会社施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行)等に係る国庫補助採択基準及び実施要領」 3 「市街地再開発事業等管理者負担金(道路整備特別会計)採択基準」(ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る) 4 「市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱」 5 「市街地再開発事業等補助要領」 	<p>左に掲げる採択基準等に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額</p>
16. 住宅街区整備事業	<p>以下に掲げる採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「市街地再開発事業費補助(一般会計)採択基準」 2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助(道路整備特別会計)採択基準」(ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る) 	<p>同上</p>

	3 「市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱」	
17. 地区再開発事業	<p>以下に掲げる採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <p>1 「市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準」</p> <p>2 「市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱」</p>	同上
18. 人にやさしいまちづくり事業	<p>以下に掲げる要綱等の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <p>1 「人にやさしいまちづくり事業制度要綱」</p> <p>2 「市街地再開発事業等補助要領」</p>	左に掲げる要綱等に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額
19. 優良建築物等整備事業	<p>以下に掲げる要綱等の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <p>1 「優良建築物等整備事業制度要綱」</p> <p>2 「市街地再開発事業等補助要領」</p>	同上
20. 住宅市街地総合整備事業	<p>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用</p> <p>1 「住宅市街地総合整備事業制度要綱」</p> <p>2 「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」</p>	左に掲げる要綱に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額
21. 街なみ環境整備事業	<p>以下に掲げる要綱等の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <p>1 「街なみ環境整備事業制度要綱」</p> <p>2 「街なみ環境事業費補助金交付要領」</p>	左に掲げる要綱等に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額
22. 住宅地区改良事業等	<p>「住宅地区改良事業等補助金交付要領」(昭和53年建設省住整発第14号)第2第1号から第11号までに規定する事業ごとに、それぞれ同要領に定められた費用</p>	左に掲げる要領に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額

<p>23. 都心共同住宅供給事業</p>	<p>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「住宅市街地総合整備事業制度要綱」 2 「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」 	<p>左に掲げる要綱に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額</p>
<p>24. 公営住宅等整備</p>	<p>以下に掲げる補助要領等に規定する事業ごとに、それぞれ当該補助要領等に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「公営住宅整備事業等補助要領（平成8年建設省住備発第83号）第2第1号に定める公営住宅整備事業及び同第4号に定める準公営住宅整備事業 2 「特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領（平成5年建設省住備発第116号）」第2第1号に定める特定優良賃貸住宅供給促進事業 3 「高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領（平成13年国住備第90号）」第2第16号に定める高齢者向け優良賃貸住宅等供給促進事業 4 「公営住宅ストック総合改善事業補助金交付要綱（平成12年建設省住備発第34号）」第3第1号に定める公営住宅ストック総合改善事業 5 「公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱（平成3年住建発第103号）」に定める公営住宅等駐車場整備事業 6 「公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成6年建設省住備発第56号）」第2各号に定める補助金の交付の対象となる事業 	<p>左に掲げる要領等に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額</p>
<p>25. 都市再生住宅等整備</p>	<p>以下に掲げる要綱の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「住宅市街地総合整備事業制度要綱」 2 「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」 	<p>左に掲げる要綱に基づき算出した国費負担額の2倍を超えない額</p>
<p>26. 防災街区整備事業</p>	<p>以下に掲げる要綱等の採択基準等に適合するものごとに、それぞれ当該要綱等に定められた費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「住宅市街地総合整備事業制度要綱」 2 「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」 3 「市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準」 	<p>左に掲げる要綱等に基づき算出した国費負担額の2倍を</p>

	<p>4 「市街地再開発事業等管理者負担金補助（道路整備特別会計）採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る）</p> <p>5 「市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱」</p>	<p>超えない額</p>
--	---	--------------

注 1) 共同駐車場の交付限度額を算出する場合の要件は以下の通りである。

共同駐車場

以下の全てに該当する共同駐車場の整備に要する費用

- 1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること
- 2 幹線街路で囲まれたおおむね4ヘクタール以内の街区内において整備されるもので、次のいずれかに適合するものであること

10人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

昭和35年国勢調査による人口集中地区(ただし、昭和35年に人口集中地区が設定されていない場合については、人口集中地区の設定の基準を満たすとみなされる地区)内の商業地域又は近隣商業地域及びこれに接する区域で中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する基本計画において位置づけられる区域(ただし、三大都市圏の既成市街地等を除く。)で整備されるものについて、5人以上の土地所有者、地上権者等が共同して整備するものであること

地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は中心市街地整備推進機構と2人以上の土地所有者、地上権者等からなる整備主体とが共同して整備するものであること

附置義務駐車施設を立地誘導する駐車場の整備で、以下に掲げる条件に該当し、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人が整備するものであること

- (イ) 当該駐車場が主要な路外駐車場として駐車場整備計画に位置付けられていること
- (ロ) 地方公共団体、整備主体及び地元等が共同駐車場の整備に関する協定を締結していること
- (ハ) 附置義務駐車施設の立地誘導を行う地区内の建築物建替計画を地方公共団体が策定していること

- 3 駐車台数が50台以上のものであること(ただし、三大都市圏の既成市街地等においては200台以上のものであること)
- 4 市町村の助成がない場合においては、その経営が困難なものであること
- 5 当該共同駐車場の建設が、その周辺における路上駐車による道路交通の障害の解消に寄与するものであること

共同駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合には、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基準とする。(ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。)